

軽自動車税について

軽自動車税は、毎年4月1日（賦課期日）現在で原動機付自転車、軽四輪車、軽二輪車、小型特殊自動車等を所有している方に課税される税金です。普通自動車等の自動車税とは異なり、4月2日以降に廃車されても月割での減額はありせん。

令和8年度税額について

■原動機付自転車・小型特殊車両・軽二輪等

車種		標識の色等	税額 (年額)
原動機付自転車	50cc以下または600W以下（ミニカーを除く）	白色	2,000円
	125cc以下かつ最高出力4.0Kw以下（新基準原付）	白色	2,000円
	90cc以下または800W以下	黄色	2,000円
	125cc以下または1000W以下	桃色	2,400円
	特定小型原動機付自転車（電動キックボード）	白色（正方形）	2,000円
	ミニカー	水色	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター、田植え機、コンバイン等）	緑色	2,400円
	その他の特殊作業用（フォークリフト、ショベルカー等）	緑色（特）	5,900円
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	白色＋緑枠	6,000円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下のもの	白色	3,600円
もっばら雪上を走行するもの		緑色	3,600円

※被けん引車（ポートトレーラー等）は車輪の数によって税額が異なります。

■三輪以上の軽自動車（自動車検査証の「初度検査年月」により税額が異なります）

車種		初度検査年月	税額（年額）		
			平成25年3月31日以前【重課】	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで	平成27年4月1日以降
三輪で総排気量660cc以下			4,600円	3,100円	3,900円
四輪以上で総排気量が660cc以下	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円

※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール（混合メタノール含む）自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引車は、重課対象外です。

グリーン化特例（軽課）について

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された燃費及び排出ガス性能に優れた対象車（三輪以上の軽自動車）は、取得の翌年度に限り、軽自動車税が次のとおり軽減されます。

対象・要件等			特例措置の内容
ガソリン車 ※ハイブリッド車を含む ※乗用車（営業用）のみ対象	排ガス性能	燃費性能等	概ね50%軽減
	平成17年排ガス規制75%低減又は平成30年排ガス規制50%低減	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃料基準90%達成 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃料基準70%達成	
電気自動車・天然ガス自動車（平成21年度排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合）			概ね75%軽減

※25%軽減該当車については、令和7年3月31日までに取得したものが対象となります。

減免制度について

身体等に障がいのある方のために使用される軽自動車等で一定の要件に該当するものについては、申請により軽自動車税が減免されます。申請期限は納期限日までとなっておりますので、詳しくは役場税務課までお問い合わせください。

なお、減免が適用となるのは、障がいのある方1人につき1台の自動車（普通自動車等を含む）となっており、すでに普通自動車等で自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を重複して受けることはできませんので、予めご了承ください。

納期限について

令和8年6月1日（月）

※口座振替の手続きをされている方は、上記の納期限日に登録口座から振替えさせていただきますが、残高不足等により振替できなかった場合、再振替は行いませんのでご注意ください。

納付方法について

■納付書払い ※納期限を過ぎると、コンビニエンスストア等では納付できない場合があります。

(納付場所と方法)

- ・コンビニエンスストア ・スマホ決済アプリ ・矢吹町役場 ・各金融機関※
 - ・電子納付 (地方税共通システム「eLTAX」が必要)
- ※地方税統一QRコード記載の納付書の場合は、町指定の金融機関以外でも納付が可能です。

■口座振替

(手続方法)

- ・町内の金融機関窓口申請
※必要なもの 通帳、届出印、納税通知書、口座振替依頼書 (各窓口に備え付けてあります。)
- ・Web口座振替受付サービス
このサービスでは、金融機関に向く必要や口座振替依頼書への記入が不要となります。
申込みされる方は、矢吹町ホームページまたは右記のQRコードから手続きしてください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。 → QRコード

軽自動車税納付確認システム (軽JNKS) について

令和5年1月から、軽自動車税の納付情報を軽自動車検査協会・運輸支局等がオンラインで確認できる「軽JNKS」が運用され、これまで必要だった継続検査 (車検) 窓口での納税証明書の提示が原則不要となっています。

- ※納付直後や他市町村へ引越した直後等、従来どおり納税証明書が必要となる場合があります。
- ※詳しくは矢吹町ホームページをご覧ください。か、税務課までお問合せください。

車検時の納税証明書
不要です!

納税証明書 (継続検査用) について

- ・コンビニエンスストア、各金融機関、矢吹町役場で納付後の領収書は、納税証明書 (継続検査用) として継続検査 (車検) を受ける際に利用できますので、大切に保管してください。
※スマホ決済アプリ、電子納付を利用する場合、納付後の領収書は発行されませんので、ご了承ください。
※継続検査 (車検) が直近の場合は、コンビニまたは各金融機関、矢吹町役場で納付をお願いします。
- ・継続検査 (車検) の直前にスマホ決済アプリや電子納付で納付した場合や、口座振替後に納税証明書が必要な方は矢吹町役場窓口で交付します。
(納付が完了したことの確認が必要になる場合がありますので、決済確認画面や記帳後の通帳等をご準備ください。)

■口座振替で納付した方への納税証明書は郵送しません!

「軽JNKS」によって納税証明書の提示が原則不要となったため、口座振替で納付した方への納税証明書の郵送は廃止されました。事情により納税証明書が必要な場合は、矢吹町役場窓口で交付申請してください。

登録・廃車・名義変更の手続きについて

売買や譲渡等で名義変更をした場合や、登録内容に変更があった場合は、所定の場所で手続きをしてください。

※廃車・名義変更の手続きをしない場合、所有されているものとして毎年、税金が課税されます。

■原動機付自転車 (排気量125cc以下)、小型特殊自動車

矢吹町役場 税務課 電話 0248-42-2113

■軽自動車及び排気量125ccを超えるバイク

車種	問い合わせ・手続き先
軽自動車	軽自動車検査協会コールセンター (福島事務所) 電話 050-3816-1837
軽二輪車 (125ccを超え250cc以下)	福島運輸支局 電話 050-5540-2015
二輪の小型自動車 (250ccを超える)	

問い合わせ先 矢吹町役場 税務課 ☎0248-42-2113